

資料1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「運用開始」とは、対象となる小・中学校へ給食の配食を開始することをいう。
- (2) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (3) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（募集要項等及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (4) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- (5) 「建設工事等」とは、長崎市南部学校給食センターの建設業務、厨房機器等の調達及び設置業務、什器・備品等の設置業務、食缶等の調達業務、工事監理業務、近隣対応・対策業務、電波障害対策業務、本業務に伴う各種申請等業務及びその他これらの業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (6) 「施工計画書」とは、事業者が作成する南部学校給食センターの建設工事等に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (7) 「完成図書」とは、事業者が作成する南部学校給食センターの竣工に伴う一切の書類をいう。
- (8) 「修繕」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (9) 「保守」とは、建築物等の必要とする性能、機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- (10) 「点検」とは、建築物等の機能の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を講じることの判断を含む。
- (11) 「清掃」とは、汚れを除去すること又は汚れを予防することにより、仕上げ材等を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (12) 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。